

平成30年第2回定例会（12月議会）
福祉環境委員会（分科会）会議録
書記 齊藤 昂 太 録

招集年月日時 平成30年11月27日（火曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 福祉環境委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第213号
交通事故に係る和解について
- 2 議案第214号
地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標
について
- 3 議案第215号
公の施設の指定管理者の指定について
- 4 付託案件以外の所管事項

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）
- 2 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算（第1号）
- 3 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成30年11月27日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

書記

議会事務局議事課	齊藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午前10時28分 開議

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	
	小柳公成
生活環境部長	高橋修
生活環境部次長	杉山徹
生活環境部次長	柳田高人
生活環境部参事	佐藤利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	
	高橋博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	
	高松武彦

委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開きます。

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、加藤委員、吉方委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをごらんの上、御意見を申し上げます。

なお、審査日程案では12月7日及び10日の午前に健康福祉部関係、10日の午後及び11日に生活環境部関係を審査する予定となっておりますが、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ることを、あらかじめ御承知おきください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

本日はこれをもって散会し、12月7日、金曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、健康福祉部関係の審査を行います。

散会します。

午前10時30分 散会

平成30年12月7日（金曜日）

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（健康福祉部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

3 議案第194号

平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第2号）

（趣旨説明・質疑）

4 議案第213号

交通事故に係る和解について

（趣旨説明・質疑）

5 議案第214号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標について

（趣旨説明・質疑）

6 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午前10時52分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	小柳公成
地域・家庭福祉課長	佐藤徳雄
長寿社会課長	奈良滋
国保・医療指導室長	松井祐子
障害福祉課長	高橋直樹
健康づくり推進課長	畠山賢也
保健・疾病対策課長	工藤聖子
医務薬事課長	伊藤淳一
医師確保対策室長	小沢隆之

委員長（会長）

ただいまから、福祉環境委員会及び予算特別委員会福祉環境分科会を開きます。

本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、加藤分科員、吉方分科員を指名します。

それでは、健康福祉部関係の議案に関する審査を行います。

議案第213号及び議案第214号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第191号のうち、健康福祉部に関係する部門及び議案第194号の審査を行います。

健康福祉部長の説明を求めます。

健康福祉部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

参事（兼）福祉政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

医務薬事課長

【議案〔6〕、議案〔8〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

加藤鉦一委員（分科員）

在宅医療・介護ICT連携促進事業——ナラティブブック（在宅医療・介護サービスの適切な提供の

ため、患者（利用者）本人の考え方等について、本人、その家族、医療福祉介護従事者間で情報共有することを目的とした、クロスケアフィールド株式会社が提供しているクラウドサービス）の件についてお聞きします。この前、医師会の医師達と協議を行ったのですが——県はナラティブブックを積極的に普及しようとしていて、今回も新たな圏域での普及に係る補正予算が計上されています。これによって、県内のどのくらいのエリアがカバーされることになるのですか。

参事（兼）福祉政策課長

今の時点ですということによろしいですか。

加藤鉦一委員（分科員）

はい。

参事（兼）福祉政策課長

今の時点では、由利本荘地域1つです。今回事業の対象となる2地域を含めて3地域となります。

加藤鉦一委員（分科員）

ナラティブブック秋田（秋田県が実施する在宅医療・介護ICT連携推進事業による助成を受け、一般社団法人秋田県医師会が構築・運用している、ナラティブブックを活用した情報共有システム）を推進している伊藤先生（医師の伊藤伸一氏のこと）からいろいろと話を聞いていますが、関係者の連携のための非常にすばらしい取組だと思います。そうした話を聞いて思うのですが、こういった取組は秋田県単独で行うのは大変ですから、国の1つの大きい流れの下で——国がある程度指針を出して、全国共通でやればいろいろなことがもっと進むのではないのでしょうか。秋田県が独自にやらなければならないのですか。

参事（兼）福祉政策課長

効率化を考えると、加藤委員の御指摘のとおりだと思います。国が取りまとめた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の中では、「ICTの活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である」という大きな方向が示されておりますが、そういった流れの中で、このような取組を行っております。今後は様々な動きが出てくると思いますが、現状はそうなっております。加藤委員の御指摘の趣旨はよく理解しております。

加藤鉦一委員（分科員）

国にもICT（情報通信技術）の活用や、遠隔診療、在宅医療を推進する動きがありますよね。その中で、遠隔診療とICTが一体的になっていないのではないかという——今後、病床数が削減されていくとすることの中で、福祉政策課長が述べたような方向性が国からも示されています。しかし、ナラティブブックについては、ICTやAI（人工知能）など

といったものとは連動していないような気がするのですが——県としては、ただナラティブブックを普及させるだけで、ICTとの連動は全く考えていないのですか。

参事（兼）福祉政策課長

ICTというくくりでいえば、遠隔診療への活用も考えられるのですが——残念ながらナラティブブック秋田については、独自のシステムとなっておりますので、今の時点では遠隔診療などとは必ずしもリンクしていません。今後の課題として、連動ということもあると思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

医師会にもナラティブブックを是非普及したいという意気込みはありますし、私は非常にいいことだと思います。患者、薬剤師、家族、医師が連携できますし、セキュリティもきちんとしていますので、非常にすばらしいものだと思います。このことから、普及するのは大変いいことだと思います。ただ、伊藤先生の話聞いて、秋田県だけ随分難儀するのだなど、大変な苦勞をされているなど、正直、気の毒に思っているのです。ほかの県ではどうしているのだろうという素朴な疑問が湧いてきます。こんなにいいシステムなら、ほかの県にどんどん秋田県版を発信したらいいと思いますが、皆さんにはそんな気持ちはありませんか。

参事（兼）福祉政策課長

加藤委員からお話があった全国展開といったことを伊藤先生と少し協議しております。また、ナラティブブック秋田は、このたびグッドデザイン賞に選定されたこともあって、全国的に注目を浴びる事業となっております。今後の展開については、伊藤先生とナラティブブックを商品化することも考えられるのではないかといった話をしております。

鶴田有司委員（分科員）

地方独立行政法人秋田県立病院機構の第3期中期目標についてお聞きします。今回、脳研センター（秋田県立脳血管研究センター）が成人病医療センター（一般財団法人秋田県成人病医療センター）と一緒に、新しい体制でこの中期目標の下、事業を進めていくこととなります。具体的なものは今後示されるとのことなので、大枠の話でも結構ですが——第3期中期目標の構成の第4に、財務内容の改善に関する事項とあります。今回多額の投資をして、新しい体制の下で償却もしていかなければならないのですが、それとは別に、この「業務運営の改善・効率化」は、それぞれの時代に対応して常にやっていかなければならないことだと思います。こういった目標が改めて掲げられているということは、差し当たって大きな問題点になっているということですか。

医務薬事課長

第3期中期目標期間の開始に当たって大きな問題があるというわけではありませんが、鶴田委員の御指摘のとおり、これから建物や医療機器の償却を行っていくことになります。病院機構（地方独立行政法人秋田県立病院機構）の負担は起債額のうちの3分の1であるにしても、かなりの負担になりますので、病院機構としては、運営費交付金を含め、収益をどう確保しながら運営していくのが課題になると思います。運営費交付金の算定については、中期計画を作成する中で、病院機構と我々が協議しながら今正に内容を詰めている——先行してある程度作業をしている最中です。

鶴田有司委員（分科員）

病院を統合するに当たって、新たに増築した部分、改築した部分については、ある程度の概算でこのように償却していくという計画があると思うのですが、詳細については今後詰めていく、あるいは今煮詰まりつつあるものをもう少し詰めるといった感じになるのですか。

医務薬事課長

今回提案した中期目標（冒頭記載の議案第214号のこと）を可決いただければ、次に、その議決に基づいて病院機構が中期計画を策定するという順番になります。2月議会までに病院機構と我々とで内容を詰めた上で、2月議会で交付金の総額を含めた中期計画をお示しし、同時にそれに基づく当初予算を提案したいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

つまり、財務に関する部分については、新たに大きな問題点になり得るような内容はないのですね。

医務薬事課長

一番大きいのは、減価償却負担にどのように対応していくかだと思います。

鶴田有司委員（分科員）

私はたまたま、脳研センターの運営主体が独立行政法人に移行する際にも福祉環境委員会のメンバーだったのですが、そのときに特に話題になったのは、脳研センターは単なる病院という位置づけではなく、唯一県が設立した中核的な病院——地域医療は厚生連病院（秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院のこと）にお願いしていますが——であり、医療における非常に重要な部分を担っているのだから、特に調査研究をおろそかにしてはならないということでした。独立行政法人が運営するということは、ある程度自前でやりくりしていかなければならないので、非常に責任が重くなりますが、そうすると調査研究が手薄になってくるのではないかという指摘が、本会議でも委員会でも随分ありました。脳研センターと成人病医療センターが統合することによる

効果——実を上げていかなければならないとすると、この調査研究の部分は非常に重要な位置づけになるのではないかと思います。その辺はどのように考えているのですか。

医務薬事課長

調査研究や「健康寿命日本一」に向けた発症予防の取組など、通常の医療に限らない分野——診療報酬による収入がない分野についても、県立病院として担っていただかなければならないものですから、それに係る経費はきちんと運営費交付金の算定において見込まなければならぬと思っております。

24時間365日体制で救急を受け入れることとなりますと、その体制を整えることが必要ですが、一方で診療報酬がある部分でもありますので、そういった部分とは区別して——研究に係る経費に関しては運営費交付金の中で措置していきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

成人病医療センターについて私は深く知らないのですが——存在はもちろん知っていますが——成人病医療センターにも調査研究機能はあったのですか。

医務薬事課長

一般の病院の医師も日々研究活動を行っており、論文も発表しております。そういった意味で、成人病医療センターにおいても研究は行われておりましたが、脳研センターほどのウエートではなかったのではないかと思います。

鶴田有司委員（分科員）

統合することによって調査研究が更に深化するところも当然あるわけでしょう。

医務薬事課長

病院機構の新しい体制は、脳と循環器の包括的な医療提供体制となっておりますから、研究においても脳と循環器の両部門が一体となった研究成果が出てくるのではないかと考えております。そういったところは、きちんと評価していきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

財務に関する目標の内容については、今後具体的なものが示されると思うのですが、調査研究についても、以前の体制と新体制の違いをしっかりと示していただきたいと思っております。これだけの病院が新しくなるのですから、我々議員が理解できるようにするだけではなくて、県民の皆さんも理解しやすいようにしっかりと示してもらいたいと思っております。このことが将来どのように医療体制の充実につながっていくかということも併せて——この記載だけでは全く分かりませんので、詳細なものができた際にはその辺もしっかりと示してもらいたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

長寿社会課の地域介護福祉施設等整備事業について確認します。空き家を活用した地域密着型サービス事業所の整備とありますが、具体的にどのように空き家を活用するのか教えてください。空き家は県内にたくさんあると思うので、こういう形で空き家を活用していただけるのはありがたいと思います。ただ、施設としての基準もあると思いますから、リニューアルも必要なのかもしれませんが、どのようにリニューアルなどをしていくのか、また、補助額の850万円は、そのリニューアル等のどの部分に充てる補助金なのかということと併せて、提出資料の「定額」という記載の意味についても教えてください。

長寿社会課長

今回の事業では、事業主体である会社の関係者の方が所有し、空き家となっている一般住宅を賃借して、中をリニューアルするとのこと。具体的には、事務室、休憩室、静養室、機能訓練室等になる部屋の内装の改修、浴室等の水回り工事、誘導灯や火災報知器、手すりなどの安全関係の設備の設置などを行うことになっております。

補助額を850万円の定額とする根拠についてですが、認知症対応型デイサービスセンターを新築で創設する場合には1施設当たり1,130万円の定額の補助額が定められています。空き家を活用して速やかに整備を進める場合は、それよりは経費が掛からないと考えられることから、850万円という定額の補助額となっております。

沼谷純委員（分科員）

改修費は全体でどのくらい掛かるのですか。定額というのは、改修費が全体で幾ら掛かっても、あるいはそれほど掛からなくても、補助額は850万円だという意味ですか。

長寿社会課長

実際の事業費が定額を下回っていれば、当然その必要経費分だけになります。今回の場合、実際の事業費は1,100万円程度掛かるため、定額が採用されています。

沼谷純委員（分科員）

事業費が1,100万円でも900万円でも、850万円を超えれば850万円までは交付される補助金なのですね。

長寿社会課長

そうです。

沼谷純委員（分科員）

そういうタイプの補助金はなかなか珍しいと思います。

この補助金を使って、空き家を活用して整備された介護施設——介護施設にはいろいろな種類がある

と思いますが——は、全県にどのくらいあるのですか。

長寿社会課長

平成27年度の国の補正予算に基づき、平成28年度にこの事業に空き家の活用に関するメニューができておりますが、空き家を活用して整備する事業所は今回のものが初めてです。

沼谷純委員（分科員）

非常に手厚い補助だと思いますし、空き家は多いですからニーズもあるのだと思いますが、それなのに今回が初めてのケースであることには、何か原因があるのですか。もっと利用されてもいいような気がするのですが、ここ二、三年で初めてである理由は何かありますか。

長寿社会課長

おっしゃるとおりですが、先ほど述べたように新設の場合でも定額の補助金が交付されますので、事業者はそれらを比較し、どういった整備の仕方をするか判断していると思います。今回、地域密着型サービス事業所を整備する場所は、横手市の比較的町なかといいますか、住宅が連たんした場所ですが、サービスの趣旨を考慮して、今後同様の形で空き家を活用した事業所の整備を進めていきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

全県にいろいろな介護事業者がいらっしゃいますが、このような補助金があることを果たしてどこまで御存じなのでしょうか。存在が分かれば、もっと活用する事業者が現れるのではないかという気がしますので、市町村を通してそういった周知もしていただけるようお願いいたします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時15分とします。

午前11時38分 休憩

午後 1時15分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤 鋳

委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純
説明者	
健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	
	小柳公成
地域・家庭福祉課長	佐藤徳雄
長寿社会課長	奈良滋
国保・医療指導室長	松井祐子
障害福祉課長	高橋直樹
健康づくり推進課長	畠山賢也
保健・疾病対策課長	工藤聖子
医務薬事課長	伊藤淳一
医師確保対策室長	小沢隆之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

それでは、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

参事（兼）福祉政策課長

【提出資料「新複合化相談施設の検討状況について」により説明】

障害福祉課長

【提出資料「秋田県障害者差別解消条例（仮称）素案について」により説明】

健康づくり推進課長

【提出資料「秋田県アルコール健康障害対策推進計画（素案）の概要について」、「受動喫煙防止対策推進の基本的な考え方（案）について」、「がん診療連携拠点病院等の国への推薦について」により説明】

保健・疾病対策課長

【提出資料「風しん抗体検査事業について」により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

加藤鉦一委員（分科員）

受動喫煙防止対策についてお聞きします。基本的な考え方として、子供のときから啓発をしていきたいということが、提出資料のいろいろなところに示されています。こういった取組の前提として、県は

中学生や高校生が実際にたばこを吸ったことがあるかどうかについてのデータを持っていますか。

健康づくり推進課長

中学生についてのデータはありません。（※7ページで発言訂正あり）

加藤鉦一委員（分科員）

高校生はどうですか。高校生の喫煙経験の有無について調べたことがあるか聞いているだけです。

健康づくり推進課長

少々古いデータですが、健康秋田21計画の中に平成22年度の数値があります。中学生については0%ですが、高校3年生については、男子は3%、女子は1.4%となっております。（※7ページの発言を訂正）

加藤鉦一委員（分科員）

今、他県のデータを見ているのですが、本県の平成22年の数値は思ったより低いと感じます。

先日訪れた滋賀県でも、喫煙により将来にわたってこういうふうな病気に罹患する率が高くなる、いろいろな健康被害が生じるなどといったことを、子供のときにきちんと教えるというか、理解してもらうことが非常に大事だと話していました。健康づくり推進課長も同行して一緒に聞いていたから分かっていると思いますが、毎年そういう教育をされた子供たちが大人になると、全体の意識が底上げされると話していました。アルコール健康障害対策についてもそうですが、そういうことをきちんと学校教育の中でやっていかないと——具体的にこういうふうにする、子供のころからこういうふうにするなどといったことを、データをきちんと踏まえて取組に盛り込まないと、単に条例を作ったところで——きょうはまだ条例案が示されていないので議論できませんが——絵に描いた餅になるのではないかと思います。

健康増進法が改正されました。東京都では部分的に法律より厳しい条例を制定しており、ほかの県でも同様のことを行っていますが、秋田県では、そういった法律と照らし合わせた場合に相対的に厳しい条例を制定することについて、どう考えているのですか。

健康づくり推進課長

改正健康増進法については、ナショナルミニマムとして基本的な部分を定めたもので、各都道府県の実情に応じて規制を上乗せすることは可能だという前提があります。

その上で当方が考えているのは、秋田県は生活習慣病による死亡率が高いことから、「健康寿命日本一」を目指す上で、まず第一に受動喫煙による健康被害を受けやすい方々、特に未成年者や妊婦といった方々が受動喫煙にさらされることを防止する措置

が必要であろうということです。さらに、受動喫煙による健康被害を受けやすい方々以外にも受動喫煙を望まない方々がいらっしゃいますので、そのような方々も受動喫煙にさらされない環境を整えていきたいと考えております。併せて、加藤委員がおっしゃるような、県民に対する受動喫煙、あるいはたばこによる健康被害についての知識の普及や啓発といった、具体的な取組も行っていく必要があるのではないかと考えております。

加藤 鉦一委員（分科員）

飲食店における規制については、もちろん話し合いをしていると思いますが、その点について、何か秋田県独自の考え方はあるのですか。

健康づくり推進課長

改正健康増進法では、既存店がかつ個人経営などの経営規模の小さいところについては、全面禁煙か全面喫煙かを選択できる余地があります。一方、本県としては現段階で、東京都の受動喫煙防止条例の考え方と同様に、人の健康を守る上では、従業員、さらには利用者も含めて、受動喫煙にさらされない環境が必要であろうということで、既存店についても規模にかかわらず受動喫煙を防止する対策が必要ではないかと考えています。

加藤 鉦一委員（分科員）

「規模にかかわらず」ということは、従業員がいるかないかに関係なく、喫煙専用室を設けることを義務づけるということですか。その辺りの考え方がはっきり分からないのですが、どういうことですか。

健康づくり推進課長

まず、従業員を使用している店については、原則屋内禁煙です。ただし、国の原則論と同様に、喫煙専用室を設けることができることとする方向で考えております。

一方、従業員を使用していない店については、喫煙できる、あるいは禁煙とする、そのどちらかを選択できることとする方向で考えております。この考え方については、先般、東京都が制定した条例と同様のものです。

加藤 鉦一委員（分科員）

大体分かりました。

この条例は受動喫煙を防止するための条例ですが、一方、業界団体やたばこの生産や販売の関係者、たばこを吸いたい人などのことを考えて、飲食店に喫煙専用室を設けたいという場合、それなりの支援を行うといったことも条例の中に——東京都はどうか分かりませんが——盛り込むのですか。

健康づくり推進課長

改正健康増進法に基づいて喫煙専用室を設置する場合、国が経費を支援する助成制度があります。一

方、県が独自に条例で設けた規制については、恐らく国の助成制度の対象外となりますが、具体的な支援の方法については、これからいろいろな話を聞きながら考えていきたいと思っております。

沼谷 純委員（分科員）

関連で何点か伺います。提出資料5ページの

(2) 施設の区分の飲食店の欄に、喫煙・禁煙を選択可能とする当分の間の特例の対象となる条件として、従業員を使用しない場合や、客席面積が100平方メートル以下であることなどが挙げられていますが、100平方メートルというと30坪ぐらいですよね。従業員を使用しないで営業している店といえば、多分、客席面積が数坪や、カウンターだけなどのところだと思いますが、ある程度の席数がある店なら、大概是従業員——アルバイトやパートの方がいらっしゃると思います。そう考えると、当面喫煙が選択可能になる——将来的には全部屋内禁煙にしたいわけですが——当分の間の特例の対象になる飲食店は、どのくらいのパーセンテージになるのでしょうか。

健康づくり推進課長

統計によりますと、この特例に該当する可能性のある既存の飲食店——飲食店、喫茶店、その他そのための設備を設けて飲食を提供する店というくりでは、県全体で約5,500事業所あるようです。ただ残念ながら、そのうち面積要件に該当する部分のデータはありませんので、申し訳ありませんが、今何店舗とはお答えできません。

沼谷 純委員（分科員）

この特例に当てはまらない飲食店は、いつから屋内禁煙に切りかえることになるのですか。

健康づくり推進課長

改正健康増進法の施行は2段階になっておりまして、行政機関、医療機関、教育機関等を対象とする規定については、来年の夏ごろ施行予定となっております。一方、飲食店や、先ほど言いました行政機関等に該当しない施設・区域等を対象とする規定については、東京オリンピックの開催に合わせて2020年4月の施行となっておりますので、条例の施行はそれと合わせようと考えております。

沼谷 純委員（分科員）

そうすると、あと1年半くらいで切りかえていくことになるのですね。

特例に該当する飲食店のパーセンテージに関するデータはないとのことですが、この特例の条件だと、対象になる店はほとんどないのではないかと気がします。先ほど言ったようなカウンターだけの店やごく小さい店を除く、八、九十%の店は特例の対象にならないと思います。そうすると、あと1年半ほどで、ほぼ全ての飲食店が屋内禁煙に切りかわっ

ていくことになるかと理解していいのですか。

健康づくり推進課長

原則どおり屋内全面禁煙を選択する飲食店もあるでしょうし、喫煙専用室の設置を選択する飲食店もあると思いますが——沼谷委員のお話の内容のとおりで結構だと思っております。

沼谷純委員（分科員）

喫煙専用室を設けられるような飲食店であれば問題ないですが、私が心配しているのは小さいところ——あと1年半ほどで屋内で喫煙できなくなっても、喫煙専用室をなかなか設けられない飲食店は多いと思います。あと1年半ほどで「基本的に外で吸ってください。」ということになっていくときに、その影響について理解した上で、飲食店——飲食店の様々な業界団体もあると思いますが——はこの規制に納得しているのですか。

健康づくり推進課長

現在、ホテルや旅館の組合や、飲食店の組合などの関係団体とは話をしておりますが、個別の飲食店との話し合いについては、これから行うこととなります。この条例の実効性を担保するため、いきなり規制の網をかけるのではなくて、周知や話し合いをしながら進めていきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

先ほどから何回も東京都並みに厳しく規制するとおっしゃっていますが、ほかの地方自治体はこままでの規制を行うのですか。

健康づくり推進課長

現在、同様の条例を制定している都道府県は、兵庫県、神奈川県、東京都、静岡県です。千葉市も同様の条例を制定しています。大阪府も、2025年に万博（国際博覧会）を開催することが決まりましたので、それに向けて準備を進めているとのこと。また隣の山形県でも、条例の基本的な考え方についてのパブリックコメントを実施したところです。

沼谷純委員（分科員）

既に条例を制定している自治体は大都市圏——山形県はこれからとのことですが——が多いようですが、既に制定されている条例では、飲食店についてこままでの規制を設けることがスタンダードなのですか。

健康づくり推進課長

先ほど述べたところについては、千葉市の条例も同様です。今回の健康増進法改正以前に条例を制定していた神奈川県、兵庫県については、健康増進法の改正を受けて、今内容の見直しの検討に入っています。山形県についても、やはり同じような方向で検討しているところです。

沼谷純委員（分科員）

私はたばこを吸わないので全く影響を受けないの

ですが——秋田県は「健康寿命日本一」という目標を掲げているので、ほかの県よりも早く、更に厳しく受動喫煙対策に取り組んでいくということだとは思いますが、景気や経済という大きなところまで波及するかはともかく、いろいろな影響はあると思います。組合とはいろいろと話をしているとのことですが、組合に入っていない、関係ない飲食店のほうがはるかに多いので、組合を通して話が通っていかない飲食店はたくさんあります。このことを約5,500店舗にどうやって周知して、理解してもらうのか——ほかの県よりも厳しい内容ですから、そのことへの理解も含めて、本当に理解してもらえるのか疑問です。喫煙専用室を設けていない全ての店で、冬場も、雨のときも、吹雪のときも、「屋外に出て吸ってください。」と求めることになるのですよね。正直言って、現実性が感じられません。本当にここまでできますか。

健康づくり推進課長

まず、沼谷委員からなぜこんなに急ぐのかというお話がありましたが、「健康寿命日本一」の目標と併せて、今年の3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」の存在が大きな影響を及ぼしています。人口がかなり減っていく上、65歳以上の人口が半数以上となり、さらに75歳以上の人口が約3割に達するという予想を踏まえ、健康に配慮した環境づくりに早急に取り組んで、元気な県民によって秋田県の活力を維持していく必要があります。

また、沼谷委員から御指摘があった対象になる施設がたくさんあることについてですが、個別の話とは別に、いろいろな媒体や広告を使用した普及の仕方——PRをしていかなければならないと思います。また、今後パブリックコメントにより、条例の考え方について広く意見を募集しますので、そういった方法を通じ周知を図っていききたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

普及啓発の取組の中でも、何か良いことに一緒に取り組んでいくことについては、普及啓発がまだらでもいいと思います。ただ、こういう規制を伴うことの普及啓発の場合は、まだらであってはいけません。それを知っている人と知らない人、取り組んでいる店と取り組んでいない店が分かれてはいけなわけです。今の答弁のような、いろいろなツールを使った普及啓発は、「いいことを一緒にやりましょう。」という場合には用いていい方法ですが、今回は約5,500店舗に規制をかけていくことの周知なので、もっと具体的に——1年半ほどの間にどうやって約5,500店舗の理解を得ていくかをもう少し緻密に考えていかないと、絵に描いた餅になってしまいます。そうしなければ、飲食店によ

って「誰もいないから吸っていいよ。」とか、「組合で勝手にやっていることで、私たちは組合に入っていないから関係ない。」とか、おそらくいろいろな状況が生じてきます。利用者——お客さんへの周知も同様で、「何だこの店、面倒くさいことを言うな。」と言われては、店の側も困ります。理念の話はともかく、実際にこれを形にすることはかなり大変です。時間が相当短いというのはそういう意味です。もっと緻密な段取りで取り組んでいかないと、周知したはいいが、結局まだらだったということになるのではないかと懸念を強く持っています。部長、どう思いますか。

健康福祉部長

沼谷委員の御指摘はそのとおりだと思います。提出資料13ページの5に、東京都のような独自の条例による規制についての考えを問うアンケート結果が掲載されていますが、これを見ますと、飲食店からの回答の大体3分の2が、是非条例による規制を行ってほしいというものになっています。伺ったいろいろな話と総合しますと、この数字には、あの店では規制しているのに、この店では規制していないといった不公平により、客の流れに影響がすることへの懸念が表れていると思われまます。よって沼谷委員の御指摘のとおり、規制をかける条例を制定するに際して、事業者側に対しては、短期間で集中的に普及啓発を行っていかねばならないと思っています。一方で、利用者側の教育というか、客が「たばこの煙は迷惑です。」と飲食店にしっかりと伝えるような環境を作っていくことも必要です。不公平感を持たれないよう、しっかりと規定が守られるような——公平が担保されるような仕組みづくりに、集中して力を入れていきたいと考えております。こうした部分について理解を得られなければ実効性がない条例になってしまいますので、皆様の合意を得た上で条例制定を進められるよう、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

飲食店に話が集中していますが、市町村にはどのように協力してもらうのですか。

健康づくり推進課長

市町村は県と同様に行政機関として住民の健康を守る立場にあり、さらにその庁舎についても不特定多数——特に妊婦や病気の方々も利用する機会がありますから、現在も県と一緒に敷地内全面禁煙とすることへの協力要請をしているところですが、条例において敷地内禁煙とすることについても、同様に協力をお願いしていきたいと考えております。

現段階で5つの市から、今後、庁舎敷地内を全面禁煙とする意思を表明していただいております。今後も協力要請を続け、こういった市町村を増やして

いきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

5つの市が県と同じように庁舎敷地内を全面禁煙とする方向にあって、今後も増えそうだという話——先日の一般質問で知事も述べていましたが、飲食店を厳しく——健康の問題ですから「厳しく」という言い方が妥当かどうかは分かりませんが——規制していく、協力をお願いしていくからには、やはり市町村にもしっかりと対応してもらわないと、「役所がやっていないのだから、私もやらない。」といったことになりかねないのではないかと思います。せっかく条例を制定して規制の範囲を定めても、「うちの役場はやっていないではないか。」などということになってしまったら、何のための条例かわからなくなってしまわないのでしょうか。飲食店よりもむしろ各市町村への協力要請をしっかりとやっていかないと、うまく浸透していかないのではないかと思います。せっかく条例を制定しようとしているのですから、「何年かすればうまくいくかもしれない。」という程度の目算では駄目だと思います。その辺について、どのように考えていますか。

健康づくり推進課長

鶴田委員のおっしゃるとおり、県と市町村が同じ方向に向かっていく視点が大事です。また、住民や地元の企業に対して身近なところから働きかけていただくことが強力な支援になりますので、そういった点について市町村にも協力していただき、一緒に進めていってもらえるよう要請したいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

こんな質問はおかしいかもしれませんが、県が条例を制定してから、市町村がそれよりもちょっと甘めの条例を制定することはできるのですか。先ほど千葉市が条例を制定したと言っていましたよね。法律を上回る条例は制定できないという原則はあるわけですが——そのようなことは想定しないのですか。

健康福祉部次長（須田）

理屈の上からいけば市町村と県とは対等の関係ですから、県の条例よりも受動喫煙防止対策として緩い条例を市町村が作る可能性はあり得ると言わざるを得ないと思います。ただ、健康を第一に考えて健康施策を推進しようとする立場は県も市町村も同じですから、そこは一生懸命理解を求めていきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

これから制定を進めるとのことですから、しっかりとやっていただきたいと思っています。

鈴木洋一委員（分科員）

罰則はどうなるのですか。罰則がある条例になるのですか、罰則がない条例になるのですか。

健康づくり推進課長

条例の実効性を高めるための罰則については、これからいろいろと話を聞きながら検討していくこととなります。罰則といえば過料や罰金だと思いますが、順番としては、違反者に対し、まずは指導を行い、次に改善の勧告や命令を行い、最終的な手段として罰則の適用——過料等を科すこととなります。ただ、実効性を高める上でどのくらいのレベルのものがいいかについては、これからいろいろと話を伺いながら具体的に考えていきたいと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

改正健康増進法ではどうなっているのですか。

健康づくり推進課長

改正健康増進法には、50万円以下の過料の罰則規定があります。罰則を適用するまでの過程については、先ほど述べたように、初めに指導を行い、指導に従わなければ改善を勧告し、改善命令を経て、それでも言うことを聞かなければ、最終的に罰則を適用するといった手続が定められております。

鈴木洋一委員（分科員）

罰則を規定するとしても、法律を超える罰則は設けられないでしょう。

健康づくり推進課長

法律で規制されていない部分について、県の条例で規制を設ける部分——いわゆる上乗せした部分については、別途罰則を設けることは可能です。具体的な事例として、東京都受動喫煙防止条例では、独自の規制に係る部分について——たしか最大で5万円以下の過料だったと思うのですが、そういった罰則規定が設けられております。

鈴木洋一委員（分科員）

先ほどの鶴田委員の質問とも関連しますが、市町村が別に条例を制定して、その罰則が県の条例の罰則よりも甘い場合にはどうなるのですか。

健康福祉部次長（須田）

先ほどの健康づくり推進課長の答弁は、条例で独自に規制する部分については、理屈の上では罰則を設けることも可能であるという趣旨だと思います。その上で、市町村の条例と県の条例の内容に相違がある場合ですが、理屈の上ではあってはならないことではありませんが、もしそういった事態が生じた場合には、当然何らかの調整が図られるべきだと考えます。

鈴木洋一委員（分科員）

市町村と調整をとらなければならないのですね。

健康福祉部次長（須田）

はい。

吉方清彦委員（分科員）

秋田県アルコール健康障害対策推進計画（素案）の概要についてお聞きます。一見、受動喫煙防止

対策と同じような内容に見えますが、実は大分中身が違うように思います。受動喫煙防止対策については、受動喫煙をさせないために喫煙できる場所を限定することをうたっているのですが、アルコール健康障害対策については、提出資料の本県の現状のところに記載されている、全国2位の成人1人当たりの清酒販売（消費）量——いつの間に全国2位になっていたのかと思いますが——や全国5位の1人当たり総アルコール販売（消費）数量を、単純に減らしていくという意味合いに捉えられると思います。いかがですか。

健康づくり推進課長

この計画は、酒類販売数量を減らす観点に基づくものではなくて、飽くまでもアルコールによる健康障害を防止する観点に基づくものです。

アルコールによる健康障害を防止するために初めに取り組まなければならないこととして、アルコールは適度に摂取する分にはいいのですが、それ以上に——例えば肝機能で消化できない量を摂取したり、過度な摂取が常習的になったりしてしまうと、アルコールによる健康障害のリスクが生じることを県民に知っていただき、節度あるアルコールの摂取をしていただくことです。

二点目に、若いときからアルコールを摂取してしまいますと、常習化の傾向が早まったり、依存症のリスクが上がったり、脳や体に影響があったりしますので、未成年者にそういった健康面のリスクを知っていただき、体がしっかりできていないうちからのアルコール摂取を控えてもらうことが重要です。

三点目に、妊婦についても、お腹に胎児がいる状態でアルコールを摂取すると、胎盤を通して胎児もアルコールを摂取してしまうことがあるようですので、みずからの健康への影響のみならず、胎児にもリスクがあることを、未成年者と同じように知っていただく必要があります。

この計画では、アルコール依存症や肝機能障害、その他の病気にならないようにする観点で取組を進めていきたいという内容になっています。

吉方清彦委員（分科員）

単純に啓発活動などを行うだけですか。

健康づくり推進課長

この計画の主眼は、まずは健康障害の予防から始まって、実際に健康障害が生じた方々に対しては、相談、治療を、さらに治療が終わった方には、また同じような健康障害が生じないようにする相談や、社会復帰の支援を行うといった、切れ目ない体制を作っていくことです。アルコール依存症の方々から話を聞きますと、自分がアルコール依存症になっている自覚がない場合があるようです。そこでこの計画では、依存症とは何か、どのようなリスク要因が

あるかといったことを、まずは予防という観点から伝えていくことが必要であり、一方で、実際に健康障害が生じている方に対しては、それに見合った正しい治療や支援をしていかなければならないといった内容になっています。

吉方清彦委員（分科員）

提出資料を見ると、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している人の割合も、アルコール依存症患者の割合も、秋田県は全国よりも高いとされています。そういった方々に対しては、多分飲酒量を減らすよう促していくことになるのですが、そうすると当然、ほかの人たちが更に飲まない限り、県内の酒類の消費量は減っていくと思います。そのことに関してはどう思いますか。

健康づくり推進課長

酒類業界への影響といった話でよろしいのでしょうか。

吉方清彦委員（分科員）

この計画がもし受動喫煙防止対策のような経緯をたどっていった場合には、規制を設けるなど、酒類業界も含めた社会全体に対し、もっと大きな変化を促す政策になっていくのではないかと思います。そういった方向性についてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

健康づくり推進課長

同じことを繰り返してしましますが、この計画については、決して酒類の販売数量を抑制するという観点に基づくものではありません。この計画の策定段階においては、酒類製造メーカーの代表の方や酒類販売の関係者にも加わっていただいておりますが、話を伺いますと、業界としても、未成年者や妊婦の飲酒を防止するための独自の取組をしているようです。販売高の面については——お酒にもいろいろな種類がありますので、どういった観点で取り組むかは業界の方々にもいろいろと御検討いただくことになると思いますが、県として進めていきたいのは、全体的に「禁酒しなさい。」ということではなくて、健康障害のリスクを知っていただいた上で節度ある飲酒をしていただきたいということ——予防という観点ではそういうことです。

吉方清彦委員（分科員）

普通に考えればそのように理解すべきなのですが、本県の現状の項目と取組の進め方に関する部分を見ますと、明らかに、飲酒量が多いからこういう結果になっており、それを防止するのだというような文章構成になっていると思うのですが、そのことに関してはどう思いますか。

健康づくり推進課長

いわゆる過度な飲酒という概念があります。国の健康日本21計画の中では、男性については平均で

1日2合以上、女性については平均で1日1合以上を常習的に飲み続けていくと、健康障害のリスクが高まるとされています。そういった観点から健康障害を生じないように気を付けてほしいという啓発は行っていきます。

吉方清彦委員（分科員）

秋田県は、日本酒文化が非常に栄えているところです。これから2月議会に向けて計画が更に手直しされていくと思いますが、このような書き方をすると、「秋田県では酒を飲み過ぎているから健康指標が悪い。」といった単純なメッセージとして捉えられてしまう恐れがあるので、策定の段階で気を使っていたきたいと思います。

健康づくり推進課長

1枚ものの概要版ではこのようになっていますが、最終的に作成する冊子の計画では、趣旨の中に「健康的にお酒とつき合う」といった表現も入れながら策定を進めております。決してお酒だけが悪いということではありませんので、そのように受け取られるような普及啓発の仕方はしないということを最後に述べたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

新複合化相談施設の検討状況について伺いたいと思います。

まず施設の概要について、提出資料には床面積3,000平方メートル程度とありますが、これは延べ床面積ですか、それとも1階部分の床面積ですか。

参事（兼）福祉政策課長

延べ床面積を記載しています。

沼谷純委員（分科員）

既存の4施設の延べ床面積を足すと3,200平方メートルくらいになります。4つ合わせても小さくなる——事務室などの共用部分があるのだと思いますが、そのように理解していいですか。

参事（兼）福祉政策課長

そのように理解していいと思います。共用部分については、ある程度機能を集約することによって効率化が図られるのではないかとという視点によります。

沼谷純委員（分科員）

どの既存施設もそうかもしれませんが、狭いことが建て替えの理由になっています。共用できるところは共用化したとして、必要なスペースはしっかりととって、なお延べ床面積を小さくできるということですか。

参事（兼）福祉政策課長

詳細についてはこれから積み上げていくこととなりますが、ある程度の見通しとして、3,000平方メートルぐらいで対応できるだろうと考えております。

沼谷純委員（分科員）

設計はこれからですからこの辺でやめておきますが、いずれにしても、十分なスペースをとっていただきたいと思います。

この施設に関しては、多分地元の町内会等と話し合いをしていると思いますが、地元の皆様はこの施設に対してどのような反応を示しておられるのですか。

参事（兼）福祉政策課長

先日12月3日に、地元の明德地区の町内会の代表者の方とお話して、計画について説明し、意見交換をしております。その中で、既存施設を集約することによってサービスの充実・強化が図られるという、この施設の方向性自体については御理解いただき、「大変いいことだ。」というお言葉を頂いております。

一方、地区の住民の方々がこの施設の建設予定地に建設を望む施設に関する要望が2つ示されました。1つは、公的な集合住宅のようなものを整備することによって、世代間交流を図ってきたいということです。もう1つは、この地区は秋田大学が近くにあるなど、いわゆる文教地区ですのでそういった特色を生かし、例えば研究機関や、研究機関に関連する企業を集約することによって、活性化が図れないかということです。そうした要望がある中で、我々はこの施設の説明を行ったのですが、それに対するいろいろな意見の中には、当方が示した施設の整備計画は、住民側が要望するような計画ではないという意見もありました。

この施設は、提出資料の図面にあるとおり、手形公舎の跡地を利用して整備することになっていますが、この図でいくと下の部分——女性相談所が建っている区画については、まだ利用の検討が進んでいません。そのため、この区画の利用については、町内会の代表の方から今後の調整を求められています。

沼谷純委員（分科員）

私も地元の皆さんの御意見は直接伺っていますし、私からも県がこの場所にこういった施設を建設することを検討していると話していますが、県としては、恐らく今回が地元の皆さんとの初めての話し合いだと思います。先ほどの説明では、平成31年度の当初予算に設計費を計上して、来年4月から設計を行うとのことですが、2月議会に設計の予算を計上するというのは、県として地元の皆さんにしっかりと説明をして、理解を得た上でのことなんでしょうか。そこを急ぐと——私はこの場所にこういった施設を持ってきてほしいし、いいことだと思っていますが、一方、地元の皆さんが言うには、地区がだんだん高齢化してきて、住む人も少なくなって、県の公舎もなくなったので、現役世代の若い人がいないのだそ

うです。だから、そういう人たちが住むような場所にしてほしいという要望——地元の皆さんの気持ちとしては半分は諦めているのかもしれませんが——がずっとあるそうなのです。結果的に要望にはお応えできないとしても、丁寧に説明して理解を得るといふ段取りの上で予算計上しないと、成るものも成らないことになりかねないと思うのですが、どうですか。

参事（兼）福祉政策課長

今の沼谷委員のお話はよく理解できました。この残りの区画については、あきた未来創造部が担当することになりますので、そちらとも連携しながら、住民の理解が得られるように丁寧に説明して対応していきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

平成34年度の開所から逆算していくとそのようなスケジュールになるのかもしれませんが、そうであればなおさら、スケジュールありきと思われなように、2月議会への予算計上までには是非地元の皆さんとしっかりと話をさせていただきたいと思います。私も今月地元の皆さんと話をする機会があるので、私からも話しますが、県からも是非しっかりと御説明していただきたいと思います。

もう一つ、一般質問でも取り上げたことですが、御説明のスケジュールでいくと、来年度から設計に入るので、新スタジアムの議論よりも新複合化相談施設の整備計画のほうが先行します。新スタジアムの建設地については、取りまとめるのが1月ぐらいという答弁がありましたが——新スタジアムの建設候補地ともなっているこのエリアでの施設整備について、健康福祉部としてはこういった施設を持ってきたいと考えていますが、観光文化スポーツ部と健康福祉部とで調整を行っているのですか。知事はお一人ですから、整合をとっていらっしゃると思いますが、部局間の話し合いや調整はしているのですか。

参事（兼）福祉政策課長

協議会を開催したり、ワーキンググループを設けたりといった調整はしておりませんが、この施設の設置については一定程度説明して理解を得ております。

沼谷純委員（分科員）

つまり観光文化スポーツ部は、自分たちの所管する新スタジアムの建設地の検討や決定よりも先に、この場所にこういった施設を建設する計画が走り出していることは理解しているのですね。私が心配しているのは、新スタジアムの議論の結果を待たずに来年度の当初から設計に入る——こちらが走っていくような形になると、県民には、県としての施策の整合性がどのように映るかです。整合性がとれているように映ればいいのですが、こちらが先行するこ

とで、「では、おのずから新スタジアムはここではないですね。」といった話になるのか、「新複合化相談施設は建設するが、新スタジアムが近接してもいいのではないか。」といった話になるのか、その辺が外から見たときにどのように映るのかがとても心配です。どうですか。

参事（兼）福祉政策課長

実際にはこちらの計画が先行する形になるかもしれませんが——スケジュールをきちんと詰めて調整しているわけではないのですが、当方の考え方やこの立地の条件について、全庁的な理解は得られていますので、今のところ特段支障があるような——全庁的なスケジュールを考慮するような段階にはないと考えています。

沼谷純委員（分科員）

最後に部長に伺いたいと思いますが、計画どおりこの場所に新複合化相談施設を建てた後から、万が一「手形の秋田大学の運動場にスタジアムを造りましょう。」などという話になった場合——たればの話で恐縮ですが——健康福祉部としてはそのような施設の並び方もあり得るとお考えですか。この施設の隣の隣ぐらい——テニスコートを挟んで隣にスタジアムができるというのはどうですか。

健康福祉部長

この施設は児童の一時保護の機能も有することになりますので、提出資料に記載のとおり、児童にとって環境がいい場所であることからこの場所を選定しております。そういったことも含めた全庁の共通認識の下で、今のところ進めようとしているのですが、沼谷委員の御指摘も踏まえ、予算を計上するまでには、しっかりと調整を図っていかねばならないと思います。設計はしたものの、実際に建てられる条件にはなかったといったことのないよう、きちんと横の調整も図っていきたく思いますし、地元への説明もしっかりと行っていきたく思います。

先ほど福祉政策課長から話がありましたが、周辺にはまだ女性相談所と共済アパート——警察の待機宿舎の敷地があります。当方が新複合化相談施設の建設を計画している土地よりも、この土地のほうが都市計画上、高度利用ができるのですが、利用の仕方がどうなるのかはまだ具体化しておりませんので、当方としても住民の方々にその辺りのことを提示できず、歯がゆいところです。そういったことについてもある程度の御理解をいただけるよう、当方としては予算を計上するまでに一生懸命説明していきたくのですが——そのための環境が整うかは分かりませんが、現状において精いっぱい説明し、御理解いただけるようにしたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

お願いだけにしますが、新複合化相談施設のこの

場所への設置理由として、提出資料には、閑静な場所で落ち着いて生活できることが掲げられています。こちらが先行することで新スタジアムの議論を制約することも良くないですし、逆に、こちらの計画がちゃぶ台返しみたいなことになっても良くないです。新スタジアムは新スタジアムの議論の中でしっかりと検討した上で、フラットな状態で結論を出すという前提があると思うので、この施設の議論が余りそちらを制約し過ぎても良くないと思います。微妙なところですが、この施設の整備計画と新スタジアムの検討が、お互いにぶつかり合って制約し合うことがないような見せ方や進め方をしてください。

健康福祉部長

沼谷委員の御指摘は、我々も十分理解しています。ただ、既存の4施設が厳しい状況に置かれておりますので、新スタジアムの整備計画の形ができてから当方の計画をスタートするということになる——それらを同時に進めていくことも一つの選択肢だと思えます。その中では修正も当然あり得ると思いますが、その辺りはしっかりと庁内の連携をとりながら進めていきたいと思っております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中でありますが、本日はこれをもって散会し、12月10日、月曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、生活環境部関係の審査を行います。

散会します。

午後2時44分 散会

平成30年12月10日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 2 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（生活環境部の関係部門）
(趣旨説明・質疑)
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第1号）（趣旨説明・質疑)
- 4 議案第215号
公の施設の指定管理者の指定について
(趣旨説明・質疑)
- 5 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午前10時 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学夫
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫

健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	小柳公成

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、健康福祉部長から申し入れがありましたので、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部長

本日12月10日付けで職員の処分が行われましたので、御報告とお詫びを申し上げます。

配付いたしております資料の1、事案の概要であります。当該職員は、今年の5月、知人女性に対し、当該女性の真の同意を得ることなく身体的接触を行い、身体的精神的傷害を負わせたものであります。この件について、女性から警察への相談があり、当該職員は秋田地方検察庁に書類送検後、不起訴処分とされたものであります。このことを踏まえ、2、処分内容であります。本日付けで、本人を停職6カ月、管理監督責任を問い、上司2名を訓告いたしました。

これまでも職員には綱紀粛正と法令遵守意識を徹底するよう注意喚起してきたところでありますが、このような不祥事が発生したことは誠に遺憾であります。ついては、本委員会終了後、直ちに全庁各所属に対し、「綱紀の保持について」を發出し、こうした不祥事例の発生はもとより、職場内でのセクシュアルハラスメントを防止するよう注意喚起するとともに、職員への通知内容の徹底を指示することといたしております。今後このような不祥事の発生することのないよう、綱紀保持の一層の徹底を図ってまいります。私からの報告は以上であります。誠に申し訳ございませんでした。

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

沼谷純委員（分科員）

今部長から、職場内のセクシュアルハラスメントの防止という話がありましたが、この事案は、職場内の、あるいは公務員としての地位を利用したものでしょうか、それとも完全にプライベートな状況で発生したのでしょうか。また、停職6カ月という処分について、類似の事案との均衡性はどうかしているのでしょうか。

健康福祉部長

この知人女性に関係することについては、私からお話すると個人が特定される可能性があり、本人からの希望もありますので、これ以上の事実関係を述べることは何とか御容赦願いたいと思います。

処分の軽重については、人事院の懲戒処分指針ではセクハラを行った場合には免職又は停職を原則としていることを考慮し、他の都道府県における処分状況も参考にし、諸事情を勘案して、総合的に判断したところです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため暫時休憩します。

再開は、午前10時15分とします。

午前10時 4分 休憩

午前10時10分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

説明者

生活環境部長	高橋修
生活環境部次長	杉山徹
生活環境部次長	柳田高人
生活環境部参事	佐藤利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	高橋博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	高松武彦
環境管理課長	高橋行文
八郎湖環境対策室長	高野尚紀
温暖化対策課長	古井正隆
環境整備課長	川村之聡
生活衛生課長	金和浩

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

それでは、生活環境部関係の議案に関する審査を行います。

議案第215号を議題とします。

また、分科会では、議案第191号のうち、生活環境部に関係する部門及び議案第193号の審査を行います。

生活環境部長の説明を求めます。

生活環境部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

参事（兼）県民生活課長

【補正予算内容説明書により説明】

環境整備課長

【議案〔6〕、議案〔7〕及び補正予算内容説明書により説明】

参事（兼）自然保護課長

【議案〔8〕及び補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

大変申し訳ないのですが、実は秋田県環境と文化のむらには行ったことがない——行く機会を作ってくれば良かったのですが——のです。横手市に指定管理者の指定を受けている私に関係する団体があるので、参考に聞かせてもらいたいのですが、何か独自の企画で——この施設は指定管理者が管理するようになる前は、恐らく県が直接管理していたのでしょうか。そうではないですか。

参事（兼）自然保護課長

平成7年に環境省の補助金を活用してつくってから県が管理しておりましたが、平成21年度から指定管理者が管理しております。

鶴田有司委員（分科員）

県が管理していたときと、指定管理者が管理するようになってからとでは、どのように変わったのか教えてもらえますか。何か独自の企画が行われるようになったり、プラスの効果があったりといったことがあるのですか。

参事（兼）自然保護課長

指定管理者のむつみ造園土木株式会社は、小泉湯（秋田県立小泉湯公園）、北欧の杜公園（秋田県立北欧の杜公園）、生態系公園（秋田県農業研修センター生態系公園）など、いろいろな施設の指定管理者となっていますので、うまく集客や宣伝を行うことなどについてのノウハウを持っています。県が管理していたころの利用者数は約5,000人だったのですが、現在は自然ふれあいセンターの利用者数だけでも約8,000人、更に散策に訪れる人を入

れると約1万5,000人となっております。ツキノワグマの出没の問題で、ここ一、二年は減っているものの、かなりの利用者を集められるという、県にはないノウハウを持っているところが強みだと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、生活環境部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、生活環境部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

生活環境部次長（杉山）

【当日配付資料「野生イノシシの肉片からの基準値を超える放射性セシウムの検出について」により説明】

生活衛生課長

【提出資料「公衆浴場入浴料金統制額の指定について」により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

加藤鉦一委員（分科員）

野生イノシシの肉片から基準値を超える放射性セシウムが検出された件についてお聞きします。提出資料には、「国からイノシシ肉の出荷制限指示を受けている宮城県から越境してきたものと推察される」と記載されていますが、岩手県は国からの出荷制限指示を受けていないということですか。

生活衛生課長

岩手県はイノシシ肉の出荷制限指示を受けておりません。ただし——少々お待ちください。

参事（兼）自然保護課長

岩手県が出荷制限指示を受けている野生鳥獣肉は、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヤマドリについてです。ちなみに宮城県は、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカについてです。

加藤鉦一委員（分科員）

出荷制限指示を受けることは、駆除しないことに結びつきます。このまま近隣県でセシウムの関係による出荷制限が続くと、今後秋田県内でもイノシシがどんどん増えるのではないかと危惧するのですが、どう考えますか。

参事（兼）自然保護課長

御指摘のことについては、我々も非常に心配して

います。岩手県では、出荷制限の影響もあってニホンジカが非常に増えて大問題になっています。岩手県ではその対策として、環境省が所管する指定管理鳥獣捕獲等事業により、捕獲に従事すれば1日幾らかの賃金をもらえる事業を実施しており、捕獲圧をかけて年間1万頭ぐらいを捕獲しているようですが、どこで処理するかが非常に問題になっているようです。宮城県ではイノシシによる被害が非常に大きくなっておりませんが、捕獲しても食べることができないので、捕獲してきちんと焼却する方法をとっている状況です。

加藤鉦一委員（分科員）

狩猟者にある程度の日当を払って捕獲を行っているとのことですが、初めて聞きました。食害による農産物の被害が大きいから、日当を払ってでも駆除してもらおうという考え方なのでしょうか。

いずれにしても、このままでは秋田県も近隣の県と完全に同じ状況になります。対策は考えているのですか。近隣の県の情報や被害状況について、どのように捉えていますか。

参事（兼）自然保護課長

県内では、イノシシの生息数、目撃件数はまだ非常に少ないと認識しており、農林水産部の統計では、平成29年度のイノシシによる被害額は約2万2,000円、ニホンジカによる被害額は約4,000円という程度ですが、10年もすれば被害が非常に大きくなるというのが他県の例です。今回のセシウム検出の問題も踏まえて、今はちょうど狩猟期ですから、猟友会に対しては、ツキノワグマを撃ちに山に入った際にイノシシがいた場合は、極力撃つてくれるよう求めています。その費用補填として、県が検査に用いるイノシシの肉を1キロ当たり1万円で買いとる制度がありますので、県に提供していただきたいと伝えています。

また、大きいイノシシだと小動物のように一般廃棄物として廃棄することができませんので、きちんと処理していただくために、湯沢市と東成瀬村の衛生担当課所にイノシシの残渣の処理を無料で引き受けてくれるよう依頼し、承諾を得ております。

加藤鉦一委員（分科員）

今の時点での被害額は4,000円や2万円と大した金額ではないとおっしゃいましたが、近隣の県での被害額はそんなものではないのでしょうか。そのため有料で捕獲してもらっているのではないかと思ったので、他県の被害額が分かるかと聞いたのです。秋田県では二、三万円程度の被害だから、他県と比較して大したことはない、黙って放っておけばいいと思ってしまうのかもしれませんが——近隣の県ではどのくらい被害が出ているか分かっているのですか。

参事（兼）自然保護課長

山形県では最近、イノシシがゴルフ場に穴をあけるなど、いろいろな問題が発生しております。イノシシによる被害額は数千万円と聞いております。また岩手県の場合は、イノシシよりニホンジカによる被害が非常に多くて、被害額は約2億円とのこと。宮城県の場合も、被害額が数千万円に上っているとのことで、隣県では野生鳥獣の問題が非常に深刻化しております。秋田県ではツキノワグマが一番被害額が大きい動物で、3,000万円ぐらいに上っていますが、今後はそれだけではなく、恐らくイノシシやニホンジカによる被害が拡大していくのではないかと危惧しております。

現段階での本県の対策としては、先ほど述べた環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業の交付金などを活用して、どのような捕獲をすれば一番効果的かを検証するため、おりを設置したり、猟友会に依頼して、どのようなところにニホンジカやイノシシが生息しているのか試験的に調べてもらったりしているのですが、残念ながら動物がおりに入ったなどの効果はなかなか出ておりません。いずれにしましても、対策方法を模索していかないと困難な状況に陥るのではないかと考えていますので、あらゆる手段を講じて対策を練っていきたくと考えています。

加藤 鉦一 委員（分科員）

人的被害が生じていたことから、本県では今までツキノワグマだけに注目していましたが——今までの経緯からすると、イノシシはどんどん北上しますから、秋田県でも大変な被害が生じるのは恐らく時間の問題ではないかと思えます。本当に今のうちからいろいろな対策を考えておかないと——農家の方が「大変だ、大変だ。」と騒ぎ出してからでは、もう物すごく増えてしまっていて遅いのです。しかもジビエにも使えないような、肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されるようなイノシシが増えたら、本当に大変なことになります。このことについては、自然保護課と農林水産部で、部をまたいでよく協議したほうが良いと思います。

吉方清彦 委員（分科員）

イノシシは大型の動物ですから、焼却自体も難しいという問題があると思いますが、肉に放射性物質が含まれている場合、その灰の取扱いについては何か基準があるのですか。

環境管理課長

今回、検出された放射性セシウムが基準値を超えたというのは、飽くまでも食品としての基準値のことで、非常に厳しい基準です。廃棄物として処理する場合は、灰であれば1キログラム当たり8,000ベクレルという基準値があり、それは十分下回っておりますので、普通に処理しても特に問

題はないと考えております。

吉方清彦 委員（分科員）

ほかのごみと混ぜて焼却すれば、単体で焼却した場合と比べて、灰の中の放射性物質の密度は小さくなると思うのですが、そういったほかのものと混ぜた上で基準値を超えなければいいということですか。

環境管理課長

放射性物質の問題とは別に、放射性物質から出る放射線をどれくらい人間が浴びるかという問題があります。御指摘のようにほかのものと一緒になってしまえばその量が非常に少なくなりますので、問題はないと考えております。

吉方清彦 委員（分科員）

提出資料の秋田県イノシシ目撃位置図を見ると、全県域にイノシシが出没しているように見えます。出没年によって目撃位置を指示する丸の色を変えています。例えば県北のほうに密集している緑丸は平成28年、ほかのところで密集している黒丸は平成30年とのこと。これらは同じイノシシと捉えてもよいのでしょうか。

参事（兼）自然保護課長

目撃情報ですので、多分同じイノシシを見たことで丸が描かれていると思うのですが、その辺はなかなか難しくて——動いている動物ですから、ツキノワグマ同様、ダブルカウントももちろんあるのだらうと思いますが、間違いなく年々数も増えている——間違いなく目撃情報が多くなってきているので、秋田県でも生息数がどんどん増えてきているのではないかと認識しております。

吉方清彦 委員（分科員）

県南の湯沢市と東成瀬村で捕獲されたイノシシは食べてはいけないことになっていますが、県北で捕獲されたイノシシについては、今のところ規制はないのでしょうか。あるいはまだ検査していないのでしょうか。

参事（兼）自然保護課長

県北でも、大館などで検査を行っておりますが、基準値以下という結果が出ております。

吉方清彦 委員（分科員）

基準値を超えるか超えないかの原因は何なのでしょう。そのイノシシが放射能が濃い地域にいるかどうかなのでしょう。

参事（兼）自然保護課長

セシウムの沈着量のデータが示されておまして、それによると秋田県の東成瀬村から旧皆瀬村と、栗原市や一関市との県境辺りの沈着量が非常に高くなっております。イノシシは土の中の小動物やミミズなどを食べますので、北上する段階でそれらを摂取する間に放射性物質が体内にどんどん蓄積した結果、基準値以上の高い数値が検出されるに至ったものと

判断しております。

環境管理課長

追加して説明いたします。

平成23年の東日本大震災による福島第一原発（東京電力福島第一原子力発電所）の事故で、放射性物質が東日本などに拡散したのですが、その後、国がヘリコプターや航空機により東日本全体の地表にどれくらい放射性物質が沈着しているか調査し、その結果を詳細な地図にまとめております。秋田県については、9月に秋田県上空でヘリコプターによる調査を行い、その結果が10月に示されたのですが、その調査結果によると、秋田県には顕著な影響はほとんどなく、今話があった宮城県境以南で高い値が出ております。これは、3月20日過ぎに福島第一原発から出た放射性物質の塊——我々はプルームと呼んでいます、それが山形県と宮城県の境を北上して、栗駒山にぶつかって東側に流れ、雨によって地表に落ちた地域で数値が高くなったものです。

先述の航空機による調査が行われた当時、私がおの担当をしていたのですが、国が示した秋田県には全く影響がない状況を表す地図を見たときは、涙が出るほどうれしかったことを記憶しております。

吉方清彦委員（分科員）

3月11日に事故が発生した後、3月20日の風の具合によってそのようなことが起きたのでしょうか。

環境管理課長

福島第一原発1号機建屋の水素爆発以降、放射性物質は何回も放出されており、放出されたときに風に乗って南に流れたものについては、東京周辺で大騒ぎになりました。秋田県のほうに飛んできた放射性物質については、そのまま来れば秋田県に到達していたのですが、幸いにも——と言うとほかの県に大変申し訳ないのですが、栗駒山の辺りから東のほうに向かいました。また、ただ通過しただけでなく、その地域で雨などの降水があったところに多く沈着してしまうという現象が生じました。

吉方清彦委員（分科員）

9月にヘリコプターを飛ばしたというのは、その年——平成23年の9月に飛ばしたということですか。それとも今年——平成30年ですか。

環境管理課長

平成23年の9月です。

吉方清彦委員（分科員）

イノシシに関する話に戻ります。県北のほうで目撃されているイノシシは、県南で目撃された個体とは系統が違う可能性が高いのでしょうか。県内への進入の仕方としては、北から入ってきているのでしょうか。

参事（兼）自然保護課長

イノシシの県内への進入の仕方は2通りありまして、先ほど述べた宮城県境から湯沢方面に入ってくる場合と、山形方面——位置図にも示しておりますが、由利本荘市での目撃情報が非常に多いのです。これらはほとんど山形方面から入ってきているのではないかと推測しております。山形県のイノシシ対策も非常に大変だと聞いておりますので、そちらのほうからも進入してくるとすれば、セシウムの問題は別にしても、大変な問題が始まるのではないかと感じております。

県北で目撃されているイノシシについては、若干岩手県から入ってきているものもいるのではないかと思います、イノシシはいろいろと動きまわるので、多くは県内を北上して県北にも現れているのではないかと感じております。

吉方清彦委員（分科員）

今のところ青森県側からは進入していないのですか。

参事（兼）自然保護課長

青森県の情報を聞きますと、若干はいるようですが、秋田県同様少ないとのことですよ。

加藤鉦一委員（分科員）

自然保護課という課がイノシシを扱うのがどう考えても——何となくイノシシを守るという感じですよ。ツキノワグマ対策を自然保護課が所管するのは何となく分かるのですが、イノシシの場合、本当に貴課が所管しなければならいのでしょうか。農林水産部の辺りで積極的に被害対策を行うとか——どう考えていますか。

参事（兼）自然保護課長

ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の保護管理計画は、自然保護課が主体的に策定することになっています。ツキノワグマはある程度の生息数を保って存続させることとされていますが、イノシシはもともと秋田県内に生息していない動物ですから、現在の計画では、捕獲圧をかけて基本的に全て捕獲していく考えを示しております。その考えに基づいて農林水産部なども対策を行っており、ツキノワグマ対策とは少々異質なところがあります。ただ、当課でハード事業なども全て実施するかといえばそれは違いまして、そのような事業は基本的に農林水産部に実施していただきたいと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

私が言っているのは正にそういうことで、ツキノワグマは環境省の基準に則って一定の頭数を維持していかなければなりません、イノシシにはそういった保護の基準はないわけです。今の答弁では、農林水産部もそれなりに取り組んでいるとのことですが——一元化——ツキノワグマとは分けたほうがいい

いのではないですか。自然保護課が「イノシシならいくら捕獲してもいい。」と言うのは、何かおかしくないですか。私は何となく違和感があるのですが、部長、いかがですか。

生活環境部長

今まで本県では、人身被害を初めとしてツキノワグマによる被害が多かったのですが、ほかの県ではイノシシやニホンジカなど、ツキノワグマ以外の鳥獣による被害も多かったことから、担当課所が本県のような自然保護関係の課所ではないところもたくさんあります。ツキノワグマの被害対策については、本県でも去年から専門担当を設けて取り組んでいるように、組織の在り方については、今後の被害の想定を踏まえて、一番効率的な在り方を研究していきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

今、自然保護課長から、イノシシはツキノワグマとは違って、県内にいないという前提で全て駆除するという話がありました。今は少ないものの、移動してきて増える可能性はあります。隣県では結構数が多いとすれば、本県でも気がついたらわっと出没するようになっていたということも、なきにしもあらずではないかと思いつながりながら先ほどから聞いていたのですが……

【「繁殖もする」と呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

もちろん繁殖もするでしょう。そうした中で、まだ捕獲した後の処理体制がしっかりしていないわけですよね。先ほど、検査に使うイノシシの肉を1キロ1万円で買うといった話がありました。今は「イノシシの肉は食べるな。」ということになっていますから、その残りの肉の処理の道筋をきちんと決めておかなければなりません。捕獲してもらうためには、そういった処理の仕方についても早急に方向性を打ち出して、具体的に決めていかないと——ツキノワグマと同じように、気が付いたときには増えていたなどということになってしまったら大変です。先ほど来、説明を聞いた程度のことでもいいのかと心配になってくるのですが、どうですか。

参事（兼）自然保護課長

猟友会の方々に対して、県から肉の自家消費や他人への譲渡を自粛するよう求める通知を行った場合に、イノシシを捕ってはいけないのだという誤解を招くことを、当方としては非常に恐れています。これについては「検査用の肉は県で1キロ当たり1万円で引き取るから捕ってくれ。」と求めます。その残りの肉は、山に埋めてくるわけにもいかないので処分しなければならないのですが、その処分の仕方について、湯沢市と東成瀬村の焼却場で受け入れてくれるか協議したところ、きちんと袋などに入れ

れば焼却処理するという了解を得ております。

さらに積極的にイノシシを捕獲してほしいという場合に、単価を支払ってまで——どこまでやればいいのかについては、今後の研究課題だと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

焼却場で処理してもらえらる段階まで詰めているとすれば、捕獲するという方向性をきちんと示して、しっかりと捕獲してもらわなければなりません。今自然保護課長が言ったように、「捕るな。」という方針だとの誤解を招くおそれもあると思うのですが、捕獲が行われなければ、いつの間にか増えてしまっていたという事態に陥りかねないので、しっかりと方向性を示してもらいたいと思います。

鈴木洋一委員（分科員）

他県ではイノシシの駆除に大変苦労しているようですし、増える前にどんどん対策を立てていかないと後で大変なことになると思うので、しっかりといただきたいと思っています。

別のことでお聞きします。抱返り溪谷の大ファンから言われたのですが、今、回顧の滝から先の夏瀬までの散策路が閉鎖されています。あそこは閉鎖されてからどれぐらいになりますか。

参事（兼）自然保護課長

私も正確なところは分かりませんが——飯村少年弔魂碑までは最近——平成20年代中ごろまでは行けたのですが、その先については閉鎖されてからもう10年ぐらいになると思います。夏瀬のほうまで行く……

鈴木洋一委員（分科員）

つり橋のところ。

参事（兼）自然保護課長

そうです。

鈴木洋一委員（分科員）

あその端までね。

参事（兼）自然保護課長

そう記憶しています。

鈴木洋一委員（分科員）

せっかくのあれだけの溪谷——秋田県の宝を、散策路がないから見るができないのが非常に残念だということです。そこで、散策路は何かかならないだろうかと思うのですが、修理や通行再開に向けた計画などはないのですか。

参事（兼）自然保護課長

この秋に、回顧の滝から飯村少年弔魂碑までの閉鎖されている区間に行ってきました。途中の山の斜面から岩石が落ちることがあるので、人に当たってけがをするおそれがあったり、トンネルみたいなものがあったりしますので、通行再開のためには第一に安全性を確保しなければなりません。さらに、飯

村少年弔魂碑から夏瀬まで行く区間については、遠くから見た限り、非常に危険度が高いと思いました。一般の人——最近台湾の観光客もたくさん訪れていまして、そういう方々が事故に遭った場合に誰の責任になるかという、県が責任を問われますので、慎重に進めなければなりません。取りあえず、回顧の滝から有名な飯村少年弔魂碑のところまでについて、設計や計画を検討していきたいと思っていますが、その奥の夏瀬までは、かなりハードルが高いのではないかと認識しております。

鈴木洋一委員（分科員）

抱返り溪谷の大ファンというのは私の友達なのですが、せっかく秋田県が持っているあれだけの宝を生かさないのが非常に残念だと話しています。時間は掛かるのですが——昔の人が森林軌道か何かで通した跡ですから、以前は通行できていたわけですよ。かつてそういうことができたのだから、現代の技術でやろうと思えばやれないことはないと思います。是非検討をお願いします。

部長、抱返り溪谷はどうですか。私は回顧の滝まで行ったことがあるのですが、すばらしい景観ですよ。

生活環境部長

地元の自治体などからの一番強い要望は、取りあえず飯村少年弔魂碑まで通行できるようにしてほしいということです。その区間は、現在落石があって危険ですので、その根本的な改修が終わった後、改めて地元と協議して、どの辺りまで延ばせるかを検討したいと思います。

鈴木洋一委員（分科員）

もし大里ドクター（元秋田県議会議員で医師の大里祐一氏のこと）がまだ県議会議員であれば、かなり強く要望したと思います。彼も抱返り溪谷の大ファンで、すごく詳しい人です。検討してみてください。お願いします。

加藤鉦一委員（分科員）

先ほどからイノシシのことばかりで、ツキノワグマは余り話題になっていませんが——狩猟者の育成のために、自然保護課長が中心になって県立総合射撃場の改修を検討していますが、どのような考え方でどこまで進んでいるか説明してください。

参事（兼）自然保護課長

現在休場している県立総合射撃場のクレー射撃場の改修については、現在までに設計と調査が終わり、来年度予算で造成関係——舗装する部分についてはどうしても冬は工事ができないので、平成32年の春に施工し、できれば平成32年の夏までにオープンしたいという考えで進めています。それなりの事業費が掛かるので、できれば農林水産省の国庫事業を活用できないか協議している段階です。また地元

への説明については、今月15日に地元住民から説明会を開催してほしいという要望がありましたので、部長ほか私たちが出席して説明したいと考えています。

加藤鉦一委員（分科員）

部長が出席して説明するのですか。

生活環境部長

細かいことは話せませんが、私が説明します。

【「部長来るの」と呼ぶ者あり】

生活環境部長

行きます。15日土曜日に来て、広く住民の方々に説明してほしいとのことでしたので、そこに行つて、最終的な県の考え方を示して、御了解を得たいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活環境部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、討論・採決を行います。

散会します。

午前11時1分 散会

平成30年12月20日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第213号

交通事故に係る和解について（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

2 議案第214号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標
について（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

3 議案第215号

公の施設の指定管理者の指定について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 所管事項調査の継続

（継続決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午後1時35分 開議

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信

健康福祉部参事（兼）福祉政策課長

小柳公成	
生活環境部長	高橋修
生活環境部次長	杉山徹
生活環境部次長	柳田高人
生活環境部参事	佐藤利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	高橋博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	高松武彦

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
各委員から発言の申し出がありませんので、付託
議案に関する質疑は終局したものと認めます。
それでは、付託議案について、討論・採決を行いま
す。

議案第213号、議案第214号及び議案第
215号を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第213号ほか2件は、原案のとおり可決す
べきものと決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第213号ほか2件は、原案のと
おり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査
を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中において
も調査を継続することと決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました
案件の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時37分 閉会